

第29回長野県障がい者文化芸術祭

「作品展」文芸部門 募集要項

1 目的

本要項は、第29回長野県障がい者文化芸術祭「作品展」文芸部門の作品募集及び審査等について必要な事項を定める。

2 主催

長野県

長野県障がい者文化芸術祭実行委員会

3 展示日時・場所

(1) 展示日時

令和8年9月12日(土) 9:00～16:45

9月13日(日) 9:00～15:00

(2) 展示場所

長野県障がい者福祉センター「サンアップル」(長野市下駒沢586)

※本展開催後に「WEB展示会」として、ウェブサイトにて入賞作品の紹介等を行う。

4 応募資格

県内に住所を有する障がいのある方

5 応募規定

(1) 部門

短歌、俳句、自由詩(400字以内)の文芸作品。作品テーマは自由。

(2) 応募点数

ア 文芸作品は、1人3点以内とする。

イ 短歌、俳句、自由詩の中からどの組み合わせでも可とする。

ただし、自由詩は1人1点とする。

〈例〉 ・短歌1首 ・短歌1首+俳句1句+自由詩1編

(3) 作品の発表・未発表の有無は問わない。ただし、これまでに他の公募展等で受賞していないものとする。

(4) 自由詩は申込書裏面の原稿用紙(400字詰)に記入する。

6 出品料

無料とする。

7 応募方法など

(1) 出品希望者は、別紙申込書に作品とその他必要事項を入力の上、事務局あてメールにて申し込む。もしくは記入の上、郵送・ファックス等で申し込む。

(2) 申込締切日

令和8年8月7日(金)

(3) 作品の送付先・問い合わせ先

長野県障がい者福祉センター内 長野県障がい者文化芸術祭実行委員会事務局
〒381-0008 長野市下駒沢 586 電話 026-295-3441 ファックス 026-295-3511
メール sunapple@avis.ne.jp

8 作品の展示など

主催者は応募作品をパソコンで入力の上印刷し、展示する。

9 作品の審査・表彰

(1) 作品の審査は、次の専門家に依頼する。

文芸部門 長野詩人会議

(2) 優れた作品には次のとおり賞を贈る。

最優秀賞（長野県知事賞） 1点

優秀賞（長野県教育委員会賞） 3点

（長野県社会福祉協議会長賞）

（実行委員長賞）

特別賞（実行委員長賞） 若干

奨励賞（長野県障がい者福祉センター所長賞） 若干

(3) 審査選考 作品応募締め切り後、展示までの間に審査を行う。

(4) 審査結果の発表は、結果が分かり次第事務局から入賞者へ連絡する。

(5) 他の文芸展等で受賞した作品は審査対象外とする。

(6) 昨年度最優秀賞受賞者の作品については審査対象外とする。

(7) 入賞作品が他文芸展等での受賞の作品であることが確認された場合、作品審査後であっても、その入賞を取り消す。

10 その他

(1) 他者の文芸作品を自作として出品された場合、あるいは他者の文芸作品であることが確認された場合は展示しない。また入賞作品が他者の文芸作品であることが確認された場合、賞の決定後であっても、その入賞を取り消す。

(2) 文芸部門作品展示に係る個人情報等の取り扱いについては、「文芸作品」申込書の提出をもって、下記3点の事項を同意したものとみなす。

ア 個人情報は、「WEB展示会」を含む本作品展のみの目的で使用する。なお「作者氏名」、「市町村」、「年齢」、「障がい種別」については、本展や報道機関の報道及び下記イ、ウの事項に限って公表する。

イ 主催者側で撮影した出品作品の写真著作権は、主催者側に帰属し、文化芸術祭開催後、主催者が文化芸術祭関連事業（広報・報告・ウェブサイトでの作品紹介等）及び、県の施策に関する広報に限って使用する。

ウ 報道機関が撮影した写真・映像が、新聞・雑誌・関連ホームページに記載、また放映されることがある。

(3) 作者自身が承諾した場合のみ、出品された作品や作者の情報を、長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）と共有する。承諾の可否については、出品申込書の該当欄への記載により判断する。